

鳥取県資源管理方針の一部改正に係る新旧対照表の修正について(報告)

令和6年12月5日開催の第404回鳥取海区漁業調整委員会において諮問した、鳥取県資源管理方針の一部改正に係る新旧対照表について、誤りがあったため、以下のように修正し、改正しました。なお、改正後全文に修正はありません。

1 修正の概要

句読点を付ける変更と「行政機関の休日」を定める条例の名称を省略する変更について、過去に改正しており、変更する必要がなかったため、当該変更に係る箇所について削除。

2 削除した箇所

変 更 後	変 更 前
(別紙1-1) 第1 略 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 略 2 鳥取県その他漁業 (1) 略 (2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合(漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認める場合を除く。))にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。))とする。 第3～第5 略 (別紙1-2) 第1 略 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 鳥取県くろまぐろ漁業 (1) 略 (2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合(漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認める場合を除く。))にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。))とする。 2 鳥取県その他漁業 (1) 略 (2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げをした日からその日の属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合(漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認める場合を除く。))にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。))とする。 第3～第5 略	(別紙1-1) 第1 略 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 略 2 鳥取県その他漁業 (1) 略 (2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合(漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認める場合を除く。))にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。))とする。 第3～第5 略 (別紙1-2) 第1 略 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 鳥取県くろまぐろ漁業 (1) 略 (2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合(漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認める場合を除く。))にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内(鳥取県の休日 <u>を定める条例(平成元年3月24日鳥取県条例第5号)第1号第1項に規定する休日(以下この別紙において「行政機関の休日」という。))</u> は算入しない。))とする。 2 鳥取県その他漁業 (1) 略 (2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げをした日からその日の属する月の翌月の10日まで(知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合(漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認める場合を除く。))にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。))とする。 第3～第5 略

